

介護老人保健施設 ケンゆのかわ 施設利用料説明書

【介護予防通所リハビリテーション】

平成26年4月1日改定

		介護保険給付費（月額）			
		利用者一割負担	サービス提供体制強化加算Ⅰ	事業所評価加算	計
介護予防	要支援1	2,433円	48円	120円	2,601円
	要支援2	4,870円	96円	120円	5,086円

①上記料金以外の加算について（該当者のみ）

②介護保険給付外サービス（ご希望者のみ）

運動器機能向上加算	（月額）	225円
栄養改善加算	（月額）	150円
口腔機能向上加算	（月額）	150円
選択的サービス複数実施加算Ⅰ （運動器機能向上及び栄養改善）	（月額）	480円
若年性認知症利用者受入加算	（月額）	240円
介護職員処遇改善加算Ⅰ		※1

日用品費	（日額）	200円
昼食費	（日額）	500円
おやつ	（日額）	50円
教養趣味材料費		実費
各種文書料		1,620～3,240円

※1.介護職員処遇改善加算は、上記一カ月間の介護サービス自己負担金の総額をもとに、下記の計算により別途加算されます。
 介護職員処遇改善加算＝介護サービス自己負担金（介護保険給付外のサービスを除く）×0.017

【通所リハビリテーション】

平成26年4月1日改定

◆通常規模型リハビリテーション費 サービス提供：4～6時間

		介護保険給付費（日額）	
		利用者一割負担	サービス提供体制強化加算Ⅰ
介護保険	要介護1	507円	12円
	要介護2	616円	
	要介護3	724円	
	要介護4	832円	
	要介護5	940円	

①上記料金以外の加算について（該当者のみ）

リハビリテーションマネジメント加算	（月額）	230円
短期集中リハビリテーション実施加算 ①退院日又は認定日から1ヶ月以内	（実施日日額）	120円
短期集中リハビリテーション実施加算 ② // 1ヶ月を超え3ヶ月以内	（実施日日額）	60円
個別リハビリテーション実施加算 短期集中リハ加算を算定していない場合はひと月13回まで	（実施日日額）	80円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 通所開始日から3カ月以内の期間、週2日まで	（日額）	240円
若年性認知症利用者受入加算	（日額）	60円
栄養改善加算	（月2回まで）（1回）	150円
口腔機能向上加算	（月2回まで）（1回）	150円
重度療養管理加算	（日額）	100円
入浴介助加算	（日額）	50円
介護職員処遇改善加算Ⅰ		※1

※1.介護職員処遇改善加算は、上記一カ月間の介護サービス自己負担金の総額をもとに、下記の計算により別途加算されます。
 介護職員処遇改善加算＝介護サービス自己負担金（介護保険給付外のサービスを除く）×0.017

②介護保険給付外サービス（ご希望者のみ）

日用品費	（日額）	200円
昼食費	（日額）	500円
おやつ	（日額）	50円
教養趣味材料費		実費
各種文書料		1,620～3,240円

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。